

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

大阪府総務部人事室

はじめに

技能労務職員とは、一般職に属する地方公務員で、調理員、用務員、自動車運転手、守衛、電話交換手等の労務を行う者のうち、技術者及び監督者以外の者をいいます。

現在、地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があるところであり、総務省は各地方公共団体に対し、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるように求めているところです。

大阪府においては、こうした状況を踏まえ、技能労務職員の給与について府民の理解と納得が得られるよう、技能労務職員の給与等の現状や、これまで取り組んできた内容、今後の基本的な考え方などについて公表するものです。

1 技能労務職員の給与の決定原則

技能労務職員の給与については、「生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされています。

大阪府においては、府内の民間企業の給与水準に応じて決定されている一般行政職員の給与水準との均衡を考慮して決定しています。

《関係法令》

◎ 地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第 5 項

地方公務員法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第 3 条第 4 号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第 17 条を除く。）及び地方公営企業法第 37 条から第 39 条までの規定を準用する。…（略）

◎ 地方公営企業法第 38 条第 3 項

企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

2 技能労務職員の現状

(1) 人員及び民間類似職種の給与との比較について

| 区分 | 公務員 | | | | | |
|----------|-------|-------------|---------------|----------------------|-------------------------|--------------------------|
| | 職員数 | 平均年齢 (歳) | 平均給料月額 (円) | 平均給与月額 (A) (円) | 平均給与月額 (国ベース) (円) | 年収ベース(B) (試算値) (円) |
| 大阪府 | 1,253 | 47.3 | 323,242 | 407,690 | 377,457 | 6,568,180 |
| うち学校給食員 | 56 | 46.9 | 308,834 | 369,336 | 357,518 | 6,022,032 |
| うち守衛 | 39 | 49.7 | 341,683 | 469,054 | 396,700 | 7,379,048 |
| うち用務員 | 371 | 49.3 | 305,810 | 376,632 | 356,873 | 6,088,484 |
| うち自動車運転手 | 110 | 51.4 | 369,229 | 479,764 | 430,554 | 7,711,168 |
| 国家公務員 | 5,193 | 48.8 | 287,094 | — | 320,514 | — |
| 都道府県平均 | 575 | 47.9 | 338,849 | 393,549 | 371,181 | — |

| 対応する民間の類似職種 | 民間(1) | | | 比較 | |
|-------------|-------------|----------------------|---------------------|-------------------|------------------|
| | 平均年齢 (歳) | 平均給与月額 (C) (円) | 年収ベース (D) (円) | 平均給与月額 (A)/(C) | 年収ベース (B)/(D) |
| 調理士 | 35.2 | 284,479 | 3,866,568 | 1.30 | 1.56 |
| 守衛 | 52.1 | 335,276 | 4,837,334 | 1.40 | 1.53 |
| 用務員 | 47.3 | 318,772 | 4,985,008 | 1.18 | 1.22 |
| 自家用乗用自動車運転者 | 50.7 | 371,823 | 5,289,353 | 1.29 | 1.46 |

| 対応する民間の類似職種 | 民間(2) | | | 比較 | |
|-------------|-------------|----------------------|---------------------|-------------------|------------------|
| | 平均年齢 (歳) | 平均給与月額 (E) (円) | 年収ベース (F) (円) | 平均給与月額 (A)/(E) | 年収ベース (B)/(F) |
| 調理士 | 43.1 | 260,500 | 3,419,800 | 1.42 | 1.76 |
| 守衛 | 59.9 | 259,000 | 3,533,600 | 1.81 | 2.09 |
| 用務員 | 53.9 | 227,200 | 3,284,300 | 1.66 | 1.85 |
| 自家用乗用自動車運転者 | 54.6 | 349,300 | 5,059,200 | 1.37 | 1.52 |

| 対応する民間の類似職種 | 民間(3) | | 比較 |
|-------------|-------------|------------------|---------|
| | 平均年齢 (歳) | 平均給与月額(G) (円) | (A)/(G) |
| 調理士 | — | — | — |
| 守衛 | 56.1 | 412,868 | 1.14 |
| 用務員 | 50.9 | 346,949 | 1.09 |
| 自家用乗用自動車運転者 | 56.6 | 447,836 | 1.07 |

- ※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ※ 「平均給与月額(国ベース)」は、公表されている国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ※ 「年収ベース(試算値)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。国及び「民間(3)」については、年収ベースのデータがないため比較していません。
- ※ 民間(1)は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)から、雇用期間の定めのある従業員や「18歳未満」「60歳以上」のデータを除いて、公務員の給与実態に近づけたもの(平成16～18年の3カ年平均)です。
- ※ 民間(2)は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)で、雇用期間の定めのある従業員や「18歳未満」「60歳以上」のデータが含まれているもの(平成16～18年の3カ年平均)で、総務省から比較用として使用を求められているものです。
- ※ 民間(3)は、平成19年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている平成19年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)のデータ(平成19年4月分)です。

(2) 経験年数別職種別人員及び平均給料月額について

| 経験年数 | 技能労務職員 | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---------|------|---------|-------|---------|----------|---------|-------------|---------|-----|---------|
| | うち学校給食員 | | うち守衛 | | うち用務員 | | うち自動車運転手 | | うち電話交 hands | | | |
| | 人員 | 平均給料月額 | 人員 | 平均給料月額 | 人員 | 平均給料月額 | 人員 | 平均給料月額 | 人員 | 平均給料月額 | 人員 | 平均給料月額 |
| 1年未満 | 1 | * | | | | | 1 | * | | | | |
| 1年以上2年未満 | | | | | | | | | | | | |
| 2年以上3年未満 | | | | | | | | | | | | |
| 3年以上5年未満 | 4 | 190,175 | | | | | 2 | * | | | 1 | * |
| 5年以上7年未満 | 2 | * | | | | | | | | | 1 | * |
| 7年以上10年未満 | 8 | 190,075 | | | | | 4 | 183,525 | | | 1 | * |
| 10年以上15年未満 | 95 | 233,430 | 5 | 230,682 | 2 | * | 20 | 220,660 | 2 | * | 15 | 243,527 |
| 15年以上20年未満 | 218 | 267,296 | 16 | 267,298 | 5 | 255,600 | 44 | 250,630 | 12 | 290,372 | 29 | 271,228 |
| 20年以上25年未満 | 212 | 295,880 | 13 | 306,056 | 3 | 297,529 | 59 | 275,261 | 10 | 324,957 | 17 | 308,814 |
| 25年以上30年未満 | 232 | 332,157 | 8 | 334,130 | 7 | 341,037 | 97 | 315,462 | 18 | 343,826 | 18 | 351,991 |
| 30年以上35年未満 | 192 | 360,725 | 8 | 380,615 | 8 | 363,252 | 66 | 328,887 | 17 | 370,770 | 12 | 387,181 |
| 35年以上 | 289 | 389,943 | 6 | 361,304 | 14 | 385,577 | 78 | 360,744 | 51 | 408,019 | 18 | 406,939 |
| 合計 | 1,253 | 323,242 | 56 | 308,834 | 39 | 341,683 | 371 | 305,810 | 110 | 369,229 | 112 | 318,628 |

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は平均給料月額の欄をアスタリスク(*)としています。

(3) 適用給料表及び諸手当等について

ア 給料表

給料表は、国家公務員の行政職俸給表(一)に準拠した行政職給料表のうち、1級から3級までを適用しています。

イ 諸手当

諸手当は、本府の一般行政職等と同様の手当制度としています。

ウ 昇給基準

- 各任命権者が定める人事評価制度に基づき、その評価結果を昇給に反映しています。昇給への反映にあたり、5つの給与反映上の区分を設定しています。
- 勤務成績が良好(標準)の場合4号給(55歳に達することとなった日の属する年度の末日を超えて在職する職員については、2号給)昇給することを基準として、極めて良好(最上位区分)の場合6号給(同3号給)、特に良好(第二上位区分)の場合5号給(同2号給)、やや良好でない場合2号給(同1号給)とし、勤務成績が良好でない場合には昇給しません。

エ 勤勉手当

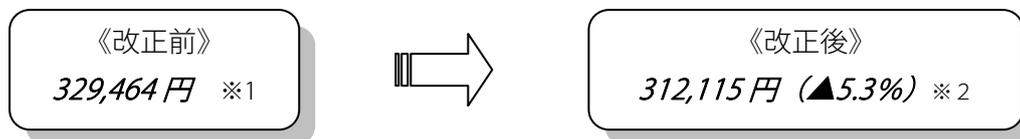
- 各任命権者が定める人事評価制度に基づき、その評価結果を勤勉手当の成績率に反映しています。成績率への反映にあたり、5つの給与反映上の区分を設定しています。

3 これまでの主な取り組み内容

(1) 給料表の水準の引き下げ

平成 18 年 4 月 1 日に、昭和 32 年以来約 50 年ぶりとなる公務員の給与制度の抜本的な改革（給与構造改革）を実施し、行政職給料表をはじめとする全ての給料表の水準の引き下げを行いました。

この結果、技能労務職員の給料月額の水準については平均約 5.3% 程度の引き下げとなりました。



※1 平成 17 年 4 月 1 日現在の技能労務職員の平均給料月額

※2 平成 17 年 4 月 1 日現在の技能労務職員の級号給を、平成 18 年 4 月 1 日適用の新たな給料表の対応する級号給に切り替えた場合の平均給料月額（給与構造改革に伴う現給保障やその間の昇給・昇格、職員の採用・退職等による給料への変動要因は含まない。）

なお、給与構造改革による給料表の水準の引き下げについては、激変緩和の観点から国と同様に一定の経過措置を講じています。

(2) 昇格・昇給制度の見直し

ア 技能労務職員に適用される職務の級について、給与構造改革前は 1 級から 5 級相当（旧 7 級）まで適用していましたが、平成 18 年 4 月 1 日以降、新たに技能労務職員に適用される職務の級を 1 級から 3 級までとし、職務・職責に応じた給料（職務給）の徹底を図ることとしました。

また、3 級は副主査の職務とし、副主査へ任用された者について適用されるものです。

| 改正前 | 改正後 | 標準的な職務の内容等 |
|--------------------------------|------------------------------|---|
| 1 級・2 級 (129,600～244,800 円) | 1 級 (129,200～244,100 円) | 定型的な業務を行う主事又は技師の職務 |
| 3 級・4 級 (184,400～368,700 円) | 2 級 (183,800～309,900 円) | 高度の技能又は経験を必要とする主事又は技師の職務 |
| 5 級 (235,700～381,600 円) | 3 級 (221,100～357,200 円) | 副主査の職務（すでに改正前に 5 級が適用されていた主任主事等を含む） |
| 6 級 (256,300～426,900 円) | (4 級) (262,300～393,700 円) | （すでに改正前に 6 級が適用されていた主任主事等のみとし、新たな適用は行わない） |
| 7 級 (275,600～444,600 円) | (5 級) (289,700～408,900 円) | （すでに改正前に 7 級が適用されていた専任主事等のみとし、新たな適用は行わない） |

イ 平成 18 年 4 月 1 日以降、行政職給料表を適用される職員をはじめとする全ての職員について、その在職する職務の級の最高号給を超えて昇給しないこととしました。

こうした取り組みにより、今後技能労務職員の給料月額の水準は、概ね国家公務員の技能労務職員の水準と同程度になると見込んでいます。

4 今後の基本的な考え方

3のとおり、技能労務職員の給与制度についてはこれまで大幅に見直してきたところですが、引き続き、国及び他の地方公共団体並びに民間企業の動向を見極めつつ、一層適正な給与制度となるよう、検討していくこととします。

また、技能労務職員を含め、現在、当面の給与削減策について検討している他、府庁改革の一環として、人事・給与制度の見直しを行うこととしており、見直しにあたっては、民間企業における人事制度のリサーチや、庁内に民間有識者を招き、民間からの視点で助言を受けることとしています。

5 具体的な取組内容

(1) 給料水準について

技能労務職員の給料水準については、平成18年4月1日に実施した給与構造改革において、約5.3%の引き下げを実施したところですが、極めて厳しい財政状況を踏まえ、さらなる人件費削減に取り組むため、本年8月1日から平成23年3月31日までの緊急的な措置として、技能労務職員を含む全ての職員の給料の月額について、平均7.7%の減額を行うこととしているところです。

また、引き続き人事給与制度全般について構造的な改革に向けて、検討を進めていくこととします。

今後も国及び他の地方公共団体並びに民間企業の動向を見極めながら、適正な給料水準の確保に努めてまいります。

(2) 諸手当等について

諸手当、旅費等については、「府民の視点」、「民間の感覚」で点検し、府民の理解が得られるような制度となるよう見直しを進めているところであり、その一環として、本年8月以降、持ち家に係る住居手当及び交通用具（自転車等）に係る通勤手当について、国に準じて改正することとし、また、旅費については、日当や旅行雑費の廃止、宿泊料の見直しなど、国水準を下回る見直しを行うこととしているところです。

今後も引き続き、特殊勤務手当をはじめとする諸手当等について再点検を行い、そのあり方について検討を進めていくこととします。

(3) 勤務成績の反映について

昇給及び勤勉手当については、すでに各任命権者が定める人事評価制度に基づき、その評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しているところであり、引き続き実施していくこととします。

(4) その他

技能労務職員が行う業務については、民間委託等、これまでも積極的に業務の見直しを実施してきたところですが、今後とも、緊急対応など、府民の安全安心の確保等にも留意しながら、見直しを進めていくこととします。